

協力金の不正受給は犯罪です！！

- ✓ 県では、飲食店等の見回りを実施しており、**営業実態の無い施設や、要請に応じず営業している施設を把握しています。**
- ✓ 協力金の申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、申請者に対し、**協力金の返還を求めます。**
- ✓ 協力金の**不正受給は犯罪です。逮捕者も出ておりますので、くれぐれも適正な申請をお願いします。**



詐欺罪

詐欺未遂罪

- 詐欺罪で有罪になると、10年以下の懲役に処せられます。（刑法246条）
- 未遂でも処罰されます。（刑法250条）

愛 知 県
愛知県警察